

日時 令和2年2月17日（月）

場所 特許庁7階 庁議室

産業構造審議会 知的財産分科会 商標制度小委員会

第29回商標審査基準ワーキンググループ

議事録

特許庁

目 次

1. 開 会	1
2. 議 題	
商標審査基準改訂案について	2
3. 閉会挨拶	9
4. 閉 会	10

開 会

○高野商標課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第 29 回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。委員の方々におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、小塚委員及び林委員が所用により欠席でございます。

それでは、議事の進行につきまして、田中座長にお願いしたいと思います。田中座長、よろしくお願いいたします。

○田中座長 皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、「商標審査基準改訂案について」でございます。それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○高野商標課長 配付資料の確認をいたします。経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、資料につきましては、お手元でございますタブレット端末を用いて御参照いただきます。

簡単にタブレットの使用方法を御案内させていただきます。カバーを開いていただきますと画面が立ち上がります。PDF ファイルが複数表示されていることを御確認いただけますでしょうか。画面が立ち上がっていない場合は、タブレットを縦向きに持っていたときに、右上のほうに電源ボタンがございますので、そちらを押していただきますと画面が立ち上がります。画面が立ち上がった後に、下にある丸いボタンを押していただきますと PDF ファイルが複数表示されます。ホーム画面が表示されている場合には、下のほうにある FE と書かれた水色のアイコンをタッチしていただきますと PDF ファイルが表示されます。操作方法が不明なときは、挙手をいただければ事務局で対応させていただきます。

配付資料でございますが、資料 1、商標審査基準改訂案に対するパブリックコメント等の結果を踏まえた対応の方向性と事務局提案、資料 2、商標審査基準改訂案、参考資料 1、商標審査基準改訂案に対するパブリックコメントの結果について、参考資料 2、第 28 回ワーキンググループにおける指摘事項等について、以上となります。

また、御参考までに商標審査基準改訂第 14 版をタブレットに格納しておりますので、御利用ください。

なお、御発言いただく際ですが、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、できるだけマイクに近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

議 題

商標審査基準改訂案について

○田中座長 それでは、議題に入らせていただきます。議題は、「商標審査基準改訂案について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○小林商標審査基準室長 それでは、事務局から説明させていただきます。

資料の御説明に入る前に、まず2月14日、商標法施行規則を改正する省令が公布されたことについて御報告させていただきます。この省令改正は、資料2の1ページ、24ページにも記載がございますが、立体商標の出願方法に係る内容となっております。こちらの施行は令和2年4月1日からとなっております。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

まず、資料1についてです。この資料1は、パブリックコメント及び特許庁内での意見取りを得て、基準改訂案に反映すべきと考えられる内容について記載したものとなっております。資料2は、資料1でお示しした改訂案の方向性、考え方を商標審査基準に当てはめて新旧対照表の形で表したものとなっております。

それから、参考資料1についてでございますが、こちらは12月20日から1月20日までパブリックコメントを実施いたしまして、こちらの結果を取りまとめたものとなっております。意見の提出数でございますが、5件となっております。内訳は、団体が2、企業が2、個人が1となっております。こちらにつきましては、パブリックコメントの実施主体が特許庁となっておりますので、こちらに対する全体の考え方につきましては、追って弊庁で取りまとめをして、結果をホームページで御報告する形で考えております。この中には、今まで御審議いただいた部分の中に取り入れたほうがよいといったような御意見もございましたので、その部分につきましては、先ほど申し上げましたように、資料1の事務局提案の中でまとめさせていただいております。

また、参考資料2として、前回第28回のワーキンググループにおきまして委員から御指摘をいただきました事項と、それに対する事務局の考え方を整理したペーパーを作成しております。こちらにつきましても御参照いただければと存じます。

それでは、資料1の事務局提案、資料2の新旧対照表に沿って御説明をしたいと思います。

まず、資料1の整理番号1番になります。こちらは資料2のページでいきますと8ページとなります。願書に記載した商標が複数の図により記載されている場合、こちらの6.(3)を御覧いただければと思います。こちらにつきましてはパブリックコメントで御指摘いただいた点になります。店舗等の外観・内装に関する立体商標について、複数の図によって記載されていて、一つの立体商標として特定されているものの具体例を例示すべきではないかといった御指摘がございました。こちらの御指摘を踏まえまして、外観について例示を追記してございます。それから、内装につきましては、弊庁で実施しました調査研究の中で、諸外国の例を見ても複数図で出願されるようなケースといったものはほとんどないということ、それから、現時点で基準として記載できるような推奨例を見出せていないといったことから、事例の蓄積を踏まえまして、推奨できる例があれば掲載を検討したいと考えております。こちらの基準改訂に係る事務局提案のところ、先ほど申し上げた外観についての例示を記載しております。立体商標と認められる例の記載となっております。

続いて、整理番号の2番になります。資料2のページでいきますと11ページとなっております。立体商標の端が商標記載欄の枠により切れている場合、6.(5)(イ)の図になります。こちらにつきましてもパブリックコメントで御指摘いただいた点となっております。店舗等の内装に係る立体的形状のうち、その構成要素の一部を実線で記載し、それ以外の部分を破線で記載することが許容されるか否か不明確だということ、この点を明確にすべきだといった御指摘となっております。例えば、椅子の座面のみを実線として、脚の部分を破線とするといったことが許容されるのかどうかということ、この点を明確にすべきだといった御指摘がございました。対応の方向性といたしましては、複数の構成要素からなる内装につきましても、各構成要素の一部のみを実線として出願することは許容されるということになります。この点を明確にするために、各構成要素の一部のみを実線とする例を追加して、あわせて詳細な説明の記載を修正しております。こちらでいきますと、椅子の座面のみを実線とした形で記載をしております。

めくっていただきまして2ページになります。整理番号3番です。資料2のページでいきますと今と同じ図になります。これは弊庁内から指摘があった点となります。事務局からの修正提案という形で書かせていただいております。商標の詳細な説明の記載にある文章の構成を外観の例に合わせて変更してございます。ただし、内容については変更はございません。また、「立体的形状の内部の構成を表示」と記載していた部分を、例に合わせてまして、より具体的に「店舗の内部の構成を表示」といった形で修正をしてございます。また、破線部の表現をより正確になるように、「店舗の内装の形状の一例を示したもの」といった形で修正をしてございます。これは以前の例ですと、この詳細な説明の部分が3つの文章で構成されておりましたが、上の2つの文章を合体させたような形となっております。加えて、資料2でいきますと9ページになりますが、外観の書きぶりに合わせて修正をしてございます。

次に、整理番号の4番になります。資料2でいきますと16ページとなります。3条1項3号に関するもので、4.(2)注意書きになります。こちらもパブリックコメントで御指摘をいただいた点となります。この注意書きについては、建築物の形状に係る特許庁における使用の判断を拘束しかねないといったことから、削除または変更を検討すべきであり、また、今回は難しいとしても将来的な課題とすべきであるといった御指摘がございました。こちらに対する対応の方向性といたしましては、この注意書きについては、「商標登録を受けることができる場合」に関する記載ですが、使用を制限する趣旨かのように理解されることへの懸念があること、それから、注意書きがなくとも建築物の形状からなる立体商標の審査に影響がないということ、具体的に言いますと、こちらの括弧書きにありますように、「立体商標が建築物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、使用による識別力の獲得がない限り、原則として識別力を有さないものと判断する」ことから、審査に影響がないと考え、注意書きを削除することとしております。

次は3ページ、整理番号の5番になります。資料2のページでいきますと17ページと22ページになっております。まず、17ページにつきましては、該当箇所は8.になります。それから、22ページについては3.となっております。こちらもパブリックコメントで御指摘をいただいた点となります。今回、「店舗、事務所、事業所及び施設」といったことで表示をしておりまして、これを「店舗等」という形でまとめているものですが、その「店舗等」には、例えば、鉄道の客室、タクシーや観光バスといったものが含まれ

るのかどうか、それから、含まれるのであれば、そういったものの例を具体例として例示すべきではないかといった御指摘がございました。こちらの対応の方向性を見ていただきますとわかりますように、御指摘の内容は「店舗等」の範囲、とりわけ建築物でない店舗等の範囲が含まれるのか不明確だという趣旨と理解して、3条1項6号につきまして具体例を追記してございます。それから、4条1項15号におきましても、「建築物に該当しない店舗、事務所、事業所及び施設の形状」といった記載があるので、そちらにも具体例を追記してございます。

次、4ページになります。整理番号の6番です。資料2のページでいいますと19ページとなっております。3条2項に関するものです。該当箇所としましては、3.(1)(例)②となります。これは弊庁内から指摘があった部分です。事務局からの修正提案という形で記載させていただいております。改訂案の記載が出願商標と使用商標の同一性が認められる例の記載となっております。ただ、こちらは3条2項の適用が認められる例の記載の部分となっておりますので、その3条2項の適用が認められる例となるように修正をしたのが、こちらの基準改訂に係る事務局提案に書かれているものとなっております。

それでは、整理番号の7番に移ります。こちらと同じ19ページになっております。3.の注意書きについての部分です。これはパブリックコメントで御指摘があった点になります。3条2項の判断において、立体商標の破線と位置商標における破線とは趣旨が異なるということを踏まえて、もう少し両者の相違が明確になるように修正をしてはどうか、具体的に記載をしてはどうかといった御指摘がございました。これにつきまして、立体商標の注意書きの部分修正しております。こちらのアンダーラインが引いてある、「標章の位置を特定するために出願商標に係るその他の部分を考慮する位置商標と異なり、立体商標については」といった部分を追記してございます。

以上が、資料1と資料2の御説明となっております。パブリックコメントでいただきました御意見につきましては、基準に反映しなかったものも含めまして、こちらで取りまとめをして、この基準の改訂を公表する際に、その考え方をホームページでお示したいと考えております。

事務局からは以上となっております。

○田中座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様方から御自由に御意見をお願いいたしたいと

存じます。説明がありましたどの点からでも結構でございますので、御意見をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 まず、幾つか項目がありますが、全体を通して基本的に異論はありません。

ただ、前回のワーキンググループでの私の発言との関係で、1つだけコメントをさせていただきます。整理番号の4番、3条1項3号の注意書きですが、いろいろ御苦労されてこのような案になっております。この注意書きが設けられた経緯も踏まえた上で、これを削除すべきだということなのであれば、私のほうでは特許庁の御判断にお任せしたいと思います。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでございましょうか。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 田辺です。いろいろと前回までの発言を酌んでいただきましてありがとうございました。

1点確認をさせていただきたい点がございまして。整理番号でいうと1番、6.(3)のところでございますが、対応の方向性というところで、内装に関しては推奨例を見出せないというような記載をしていただいているところでございますが、仮に複数の図面、商標見本が出た場合であっても、各整合性がとれている場合には、内装においても立体商標として認められるという認識で間違いないでしょうか。

○小林商標審査基準室長 そうですね。制度上は許容されると考えております。

ただ、今田辺先生もおっしゃられたように、各図の立体的形状の合致が問題となるかと考えております。

○田辺委員 ありがとうございます。

○田中座長 ほかにございますでしょうか。

外川委員、お願いいたします。

○外川委員 私も、まず全体としては特に異論はございません。

ただ、2つ確認です。1つは今回の改訂で、一番最初の方に御説明があったのかもしれませんが、いわゆるアメリカ流のトレードドレスのようなものを、今か、あるいはこれから導入するという流れかどうか、つまり今回の改訂とトレードドレスとの関係を御説明いただければというのが1つです。

それから、もう1つは8ページと9ページの図ですが、8ページの上から3つ目の立体

は複数の図で表され、9ページの立体は、8ページの図の右側だけで表されています。実務上は余り厳格な図面の一致を要求されると困るので、このくらいでいいと思うのですけれども、これは単なる疑問です、8ページの上から3番目の2つの図は一致していますか。2番目の多面体はちょっとずれているわけですが、左の図の一番右のところでは、2番目のものと3番目の多面体が右のほうで面一になっていない状態で、それから右の図は面一になっている状態で、意匠みたいな見方はしないのだよということであれば、それはそれで結構なのですけれども、もし後で発行したときに、ちょっとずれているのではないかとと言われると困るので、一応疑問を口に出してしまっていますが、十分に一致しているという御見解であれば、それは構わないと思います。この2点でございます。

○田中座長 ありがとうございます。2点の御確認がありましたけれども、事務局からいかがですか。

○富澤商標制度企画室長 1点目の御質問ですけれども、商標制度小委員会におきまして、今回、店舗の外観などを保護するに当たりましては、既存の立体商標の見直しということで進めるということで御了解をいただいております。アメリカのトレードドレスにつきましても、御紹介だけはしましたけれども、その多くは既存の立体商標、色彩商標、位置商標で実現は可能であるということで、根本的に日本の商標法を改正する必要はないという前提のもとで今回の議論とさせていただいております。以上でございます。

○田中座長 第1点については以上でございますが、第2点はいかがですか。

○小林商標審査基準室長 2点目につきましては、この図は反転をさせた形で作成をしているのですが、今、外川先生から御指摘があったような点も、もう一度見直しをしたいと考えております。

○外川委員 細かいことすみません。

○小林商標審査基準室長 とんでもないです。ありがとうございます。

○田中座長 そのほかにもございますでしょうか。

近江委員、お願いいたします。

○近江委員 ありがとうございます。お示しいただいた商標基準改訂案については異論のないところでございます。

ちょっと戻ってしまうのですが、参考資料2について確認とコメントを差し上げたいと思います。この事項については私のほうから指摘させていただいたところですが、今回御

対応いただきありがとうございます。お礼を申し上げます。これは、特許庁の意匠課さんともすり合わせた内容という理解でよろしいですか。

○小林商標審査基準室長 はい。

○近江委員 ありがとうございます。この御回答いただいたところは理解できているのですけれども、「事務局の考え方」では大きく2つの点をおっしゃっていると思います。1つは指摘事項に対するストレートなお答えということで、定義の相違が概ねない、概ね一致しているという形でのお答えになっています。もう1つは、後半の「しかしながら」のところだと思いますが、ちょっと各論での説明になっている部分がある印象です。もしかしたら端的に「意匠と商標では登録要件、あるいは審査の基準が異なる。」ということバシッと言っていて、「つまりこういうことだ。」ということをお伝えていただいたほうがわかりやすいと感じました。後半の部分も、書いていただいていることはすごく大事なことだと思っています。これによって、両者の定義は同じなのけれども、取扱いは違う、保護のあり方は違うということがよくわかる形になっていますので、少し記載を見直していただいた上で、何か特許庁さんのホームページなり、皆さんが目につくところに掲載していただくと、ユーザーにとって非常にわかりやすい情報になると感じております。御検討いただければと思います。

○田中座長 事務局からコメントがありますか。

○小林商標審査基準室長 どうもありがとうございます。

○田中座長 ほかにございますでしょうか。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 先ほど御指摘があった外川先生の立体商標の図面ですが、反転をされて作られている。ただ、微妙に違う。微妙に違うところも、左の側面と右側面が、平らなのとでこぼこしているところをうまく反映して作っていると思います。積極的にだめだというところはないので、私はこれでいいのではないかと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかによろしゅうございますか。

それでは、資料1と資料2の説明がございましたけれども、これにつきましては、皆様方、方向性はおおむね了解ということで理解いたしました。なお、その際に幾つかの御質問をいただき、また、少し表現等を含め検討するようという御指示をいただいた点がございます。このようなことですが、まずは、この改訂案については、基本的に、こ

のワーキンググループとして了解するというところでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中座長 ありがとうございます。

なお、表現の修正を考えてみたらどうかというような御示唆も踏まえた細かい点につきましては、この後、特許庁で検討していただきたいと思います。その検討に際して、必要に応じて修正等を行う場合には、主として表現の修正等になると思いますので、これにつきましては、座長である私に御一任いただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中座長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、「商標審査基準改訂案について」という議題につき、以上をもちまして、本日の議論を終了とさせていただきます。

今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○高野商標課長 本日は、御審議をいただきましてありがとうございました。御審議をいただきました商標審査基準改訂案につきましては、事務局にて若干の修正を加えるということでございますので、そこについても田中座長とも相談の後、庁内の所定の手続を経た上で早期に特許庁ホームページにて公表させていただきます。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

閉会挨拶

○田中座長 それでは、特許庁の西垣審査業務部長から御挨拶をいただきます。よろしくをお願いいたします。

○西垣審査業務部長 皆様、長きにわたり、この商標審査基準ワーキンググループでお世話になりまして、田中座長を始め本当にどうもありがとうございました。

昨年、このワーキンググループを立ち上げて、開いた回数は少ないですが、その過程で一人お一人にいろいろな御意見を言っていただきまして、私どもも大変勉強しながらここまで来ることができたと思っております。

また、先ほど近江委員からコメントがありましたように、今回、意匠法の改正と少し関連しながら建物の外観、内装の議論があったわけでございますが、そこに関して、ユー

ザ一視点から、意匠と商標がどう違うのかをユーザーから見たときに分かりやすくする
ようにといったような御指摘をいただいたのは、本当に私どもにおいても大変勉強させ
られる場でもございました。このワーキンググループに意匠課からも出席してもらって
まして、意匠のワーキンググループにも商標課から出席しているのですが、そういった
意見を委員の方から言っていたのは、非常に貴重だったと思っております。

また、先ほど小川先生からも、経緯も踏まえて特許庁でというご発言もございましたが、
私どもで気がついていないようなことも先生方から御意見をいただきましたし、本当に
皆さんの御専門、あるいはユーザーの意見を踏まえた見解をいただいて、我々が考えて
いた以上にいろいろな意見交換のできる有意義なワーキンググループになったと感じて
おります。

この後、今、田中座長からもお話がありましたように、若干修正等する部分があればし
ていながら、順調に審査基準が新しい形で改訂できるように進めてまいりたいと思
いますので、引き続き我々を見守っていただき、何かあればコメントをいただけたらと思
っております。本当にどうもありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第 29
回商標審査基準ワーキンググループを閉会させていただきます。本日は、どうもありが
とうございました。

閉 会